

来年 4 月から手数料が変わります

市では、これまで受益と負担の公平性の確保などを図るため、公共施設の使用料と行政サービスの手数料の一体的な見直しを検討してきましたが、市民の皆さんや事業者の負担に可能な限り配慮するという観点から総合的に検討した結果、来年 4 月からは、手数料の見直しを実施します。

※くわしくは財政課（電話 0476-20-1512）へ。市ホームページでも情報発信しています
https://www.city.narita.chiba.jp/shisei/page090300_00013.html）。

1 手数料の見直し

使用料・手数料の見直しに関する基本方針に基づき、手数料算定の基本的方式に基づく算定額を基本としつつ、本市の類似サービスや近隣自治体の手数料の水準を参考に決定しました。

手数料の平均改定率は、約 122%です。

	担当課	手数料	現行の額	改定後の額
1	市民税課	納税及び公課に関する証明書の交付手数料	300 円	400 円
2	資産税課	資産に関する証明書の交付手数料（住宅用家屋に関する証明書の交付手数料を除く。）	300 円	400 円
3	資産税課	資産に関する公簿又は地図の閲覧手数料	300 円	400 円
4	資産税課	住宅用家屋に関する証明書の交付手数料	300 円	400 円
5	市民課	住民票又は除票の写しの交付手数料	300 円	400 円
6	市民課	戸籍の附票又は戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	300 円	400 円
7	市民課	住民票記載事項証明書又は除票記載事項証明書等の交付手数料	300 円	400 円
8	市民課	住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料	3,000 円	4,000 円
9	市民課	印鑑登録証の交付手数料	300 円	400 円
10	市民課	印鑑登録に関する証明書の交付手数料	300 円	400 円
11	市民課	身分に関する証明書の交付手数料	300 円	400 円
12	市民課	埋火葬に関する証明書の交付手数料	300 円	400 円
13	クリーン推進課	事業系ごみ手数料（10kg 当たり）	220 円	250 円
14	環境衛生課	し尿くみ取り手数料（1ℓ当たり）	7.7 円	11.55 円

	担当課	手数料	現行の額	改定後の額
15	保険年金課	(国保大栄診療所関係) 賠償補償受領等診断書の交付手数料	3,140 円	4,710 円
16	保険年金課	(国保大栄診療所関係) 診断書及び各種証明書の交付手数料	1,100 円	1,650 円
17	保険年金課	(国保大栄診療所関係) 死体検案書の交付手数料	2,090 円	3,130 円
18	地域医療政策課	(急病診療所関係) 診断書その他診療に係る証明書の交付手数料	1,100 円	1,650 円
19	建築住宅課	建築確認台帳記載事項証明書の交付手数料	300 円	450 円
20	都市計画課	用途地域等に関する証明書の交付手数料(首都圏整備法に関する証明書の交付手数料を含む。)	300 円	450 円
21	都市計画課	地籍調査に関する成果図の閲覧手数料	300 円	400 円
22	市街地整備課	土地区画整理事業に関する成果図の閲覧手数料	300 円	400 円

2 コンビニ交付手数料の割引措置の延長

市では、住民票の写しや税務関係証明書について、コンビニエンスストアなどで交付を受けられるコンビニ交付のサービスを実施しています。

コンビニ交付の手数料については、時限的に令和 8 年 3 月 31 日まで窓口の場合の手数料から 100 円減額していますが、窓口の混雑緩和などの観点から、引き続き令和 11 年 3 月 31 日まで 3 年間延長します。

見直し後の手数料から 100 円を減額するもので、来年 4 月 1 日からのコンビニ交付の対象手数料と手数料の金額は、次のとおりです。

- ・住民票 300 円
- ・印鑑登録証明書 300 円
- ・戸籍謄(抄)本 350 円
- ・戸籍の附票 300 円
- ・課税証明書 300 円
- ・非課税証明書 300 円
- ・所得証明書 300 円

3 安定的な市民サービスの提供と市税の投入

スポーツ施設や公民館、国際文化会館などの公共施設の運営や、住民票・印鑑登録証明書の交付や事業系ごみの処理を行うためには、人件費や光熱水費、各種委託料など、様々な費用が掛かっています。

こうした費用は、公共施設の利用者や行政サービスの受益者が支払う使用料・手数料と、市民の皆さんが納める市税などで賄われています。

4 見直しの背景

市ではこれまで、公共施設の利用者や行政サービスの受益者の負担をできるだけ抑えるため、多くの市税を投入することで、使用料・手数料を長期間に渡って低額に維持してきました。

しかし、近年は、少子高齢化などの社会情勢の変化や、子育て支援、未来を担う子ども達の教育環境の整備、環境への配慮などの行政ニーズの多様化が進んでおり、これらに対応した行政サービスの提供が求められています。

加えて、これまでに整備してきた多くの公共施設の老朽化が進み、改修や維持管理などに多くの費用が必要になっており、また、昨今の人件費などの上昇に伴い、住民票の写しや税務関係証明書などの証明書の発行といった各種行政サービスを維持するための経費も上昇しています。

このような状況に対応するため、使用料・手数料の改定を行い、公共施設の利用者や行政サービスの受益者に適正なご負担をいただくことにより、受益者負担の適正化を図るとともに、これまで使用料・手数料を抑制するために投入していた市税を、将来にわたって安定的かつ多様な市民サービスを提供していくための財源として有効に活用していきます。

5 使用料の見直しは引き続き検討

公共施設の使用料の見直しについては、施設ごとの年間維持管理経費を基に、貸出面積や使用時間に応じて算出することとし、施設の性質ごとに設定した受益者負担割合を用いて算定する予定です。

また、市民と市民以外、通常の目的と営利目的、大人と子どもなどの利用区分に応じ、算定のルールを導入するとともに、施設ごとに対応が分かれていた減免の基準を統一することを想定しています。

詳細については引き続き検討を進めていくとともに、物価の動向といった社会情勢などを踏まえ、見直しの時期を判断することとします。